

第一　日米安全保障條約に基く駐留軍には、道路運送法中自家用自動車の使用等に関する部分及び道路運送車両法中自動車の登録、車台番号の打刻、保安基準、整備、検査等に関する部分を適用しないこととする。

第二　現在連合国占領軍の機関の登録を受けている自動車については、使用の届出、登録、検査等について、六箇月間の猶予期間を設けることとする。

第三　前号の期間内であつても、自動車の登録番号標が破損し、又は所有者若しくは使用者に変更があつたときは、直ちに登録、検査等を受けなければならないこととする。

第四　この法律は、平和條約発効の日から施行することとする。

日本国との平和條約の効力発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の実施に伴う法律案
路と運送法等の特例に関する法律案

日本國軍隊に対する道路運送法等の適用除外

第一條 合衆國軍隊へ日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第一條の規定に基き日本国内にあるアメリカ合衆国の陸軍、空軍及び海軍をいう。以下同じ。一には、道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第一九十九條、第二百二十六條及び第二百二十七條の規定は、適用しない。合衆國軍隊には、道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第四條、第十九條、第二十九條、第三十一條から第三十三條まで、第四十條から第四十五條まで、第四十七條から第五十條まで、第五十四條、第五十六條、第五十八條、第六十三條、第六十四條、第六十六條、第七十三條、第九十七條の二、第九十九條及び第二百條の規定は、適用しない。

（日本国との平和條約の効力発生に伴う経過規定）

第二條 この法律施行の際、現に連合国占領軍の機関の登録を受けてい

る自動車へ道路運送車両法に規定する自動車をいう。以下同じ。一をその時において使用する者は、この法律施行の日から六箇月間は、道路運送法第九十九條の届出をしなくてもよい。

第三條 この法律施行の際、現に連合国占領軍の機関の登録を受けている自動車へ軽自動車及び二輪の小型自動車を除く。一は、この法律施行の日から六箇月間は、道路運送車両法第四條の規定により登録を受け、及び同法第五十八條の規定により検査を受け、自動車検査証の交付を受りなくても運行の用に供してもよい。

第四條 前條の規定は、同條第一項の自動車が左の各号の一に該当するに至つた場合には、適用しない。但し、第二号の場合については、所有者又は使用者の変更後十五日以内は、この限りでない。

一 この法律施行の際、既に表示している自動車の登録番号標が滅失

し、き損し、又はその識別が困難になつたとき。

二 所有者又は使用者に変更があつたとき。

第五條 この法律施行の際、現に連合国占領軍の機関の登録を受けてい
る二輪の小型自動車は、この法律施行の日から六箇月間は、道路運送
車両法第五十八條の規定により検査を受け、自動車検査証の交付を受
けなくとも運行の用に供してもよい。

2 道路運送車両法第五十條、第六十四條、第六十六條及び第七十三條
第一項の規定は、この法律施行の日から六箇月間は、前項の自動車につ
いては、適用しない。

第六條 この法律施行の際、現に連合国占領軍の機関の登録を受けてい
る軽自動車は、この法律施行の日から六箇月間は、道路運送車両法第
九十七條の二第一項の規定により届出をし、車両番号の指定を受けな
くても運行の用に供してもよい。

2 道路運送車両法第九十七條の二第二項の規定は、この法律施行の日
から六箇月間は、前項の自動車については、適用しない。

附 則

この法律は、日本国との平和條約の最初の効力発生の日から施行する。

理由

日本国との平和條約の効力発生に伴い、從前連合國占領軍に附屬していた者等の自動車の使用等に関する特別の措置を講ずるとともに、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約第三條に基く行政協定を実施するため、道路運送法等の特例を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

日本国との平和條約の効力発生及び
日本国とアメリカ合衆国との間の安
全保障條約第三條に基く行政協定の
実施に伴う道路運送法等の特例に関
する法律案

参考法令（抄）

参 照 法 令 (ハ抄) 目 次

- ◎ 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保謢條約
第三條に基く行政協定 一
一
◎ 道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号) 五
三
◎ 道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号) 一
一
一

内
一

◎ 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保謢條約第三條に基く行政協定

- 第十條 第二項 合衆国軍隊及び軍属の公用車両は、それを容易に識別させる明確な番号標
又は個別の記号を附けていなければならぬ。

ヨ 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族の私有車両は、日本国民に適用される

條件で取得する日本国登録番号標を付けていなければならない。

◎ 道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)

(使用等の届出)

- 第九十九條 商業用自動車以外の自動車(以下「自家用自動車」という。)を使用しようとする
者は、運輸省令で定める車頂を運輸大臣に届け出なければならない。自家用自動車を使用す
る者が、届出をした車頂を変更しようとするととも同様とする。

2. 自家用自動車を使用する者は、自家用自動車の使用を廃止したときは、その日から三十

白以外に、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

(報告及び検査)

第一百二十六條 当該行政府は、第一條の目的を達成するための必要があると認めるとときは、道路運送業者その他自動車若しくは軽車両を所有し、若しくば使用する者又はこれらの者の組織する団体に、省令で定める手続に従い、事業又は自動車若しくは軽車両の所有若しくは使用に關し、報告をさせることができる。

2 当該職員は、第一條の目的を達成するための必要があると認めるとときは、道路運送業者の事業場、自動車若しくは軽車両の所在する場所又は自動車に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問することができる。

3 前項の場合には、当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、且つ、関係者の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

4. 第二項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(自動車に関する表示)

外一

第一百二十七條 自動車（軽自動車たる自家用自動車、乗車定員十人以下の乗用の自家用自動車、特殊自動車たる自家用自動車その他運輸省が定めるものを除く。）を使用する者は、その自動車の外側に、使用者の氏名、名称又は記号その他他の運輸省令で定めた事項を見易いように表示しなければならない。

（自動車登録番号標等の表示の義務）

第四條 自動車（軽自動車及び二輪の小型自動車を除く。以下第二十九條から第三十二條までを除く。本章において同じ。）は、自動車登録原簿に登録を受けたものでなければ、二れを運行の用に供してはならない。

（自動車登録番号標等の表示の義務）

第十九條 自動車は、第一條第一項又は第四項の規定により取りつけた自動車登録番号標及

び第十七條第四項の規定により表示した検認票を見易いようにして置かなければ、これを運行の用に供してはならない。

(車台番号等の打刻)

第二十九條 自動車の製作を業とする者は、自動車の車台又は原動機の製作を業とする者及び運輸大臣が指定した者以外の者は、自動車の車台番号又は原動機番号を打刻してはならない。

2 自動車の製作を業とする者、自動車の車台又は原動機の製作を業とする者及び前項の指定を受けた者が、自動車の車台番号又は原動機番号を打刻しよとするとときは、その様式、番号、位置及び方法について予め運輸大臣に届け出ご、その範囲内において、これをしなければならない。

3 運輸大臣は、前項の届出に係る自動車の車台番号又は原動機番号の様式、番号、位置及び方法が適当でないと認めるとときは、その変更を命ずることができ。

(打刻の塗、まつ等の禁止)

第三十一条 何人も、自動車の車台番号又は原動機番号の打刻を塗まつし、その他車台番号又は原動機番号の識別を困難にするよう手行為をしてはならない。但し、整備のため特に必要

内二

な場合その他やむを得ない場合において、陸運局長の許可を受けたとき、又は次條の規定による命令を受けたときは、この限りでない。

(取扱による打刻等)

第三十二条 陸運局長は、自動車が左の各号の一に該当するときは、その所有者に対し、車台番号若しくは原動機番号の打刻を受け、若しくはその打刻を塗まつすべきことを命じ、又は自ら車台番号若しくは原動機番号の打刻を塗まつし、若しくは打刻をすることができる。

一、車台番号又は原動機番号の打刻を有しないとき。
二、当該自動車の車台番号又は原動機番号の打刻が他の自動車の車台番号又は原動機番号の打刻と類似のものであるとき。

三、当該自動車の車台番号又は原動機番号の打刻が識別困難なものであるとき。

(譲渡證明書等)

第三十三条 自動車を譲渡する者は、左に掲げる事項を記載した譲渡證明書及び新規登録用膳本（まつ）登録があつた自動車を譲渡する場合に限る。）を譲受人に交付しなければならぬ。

八

一、譲渡の年月日
二、車名・型式及び形状
三、車台番号及び原動機番号

四、譲渡人及び譲受人の氏名又は名称及び住所

二、前項の譲渡証明書は譲渡に係る自動車一両につき、二通以上交付しこはならない。

三、自動車を譲渡する者は、当該自動車に関して既に交付を受けている第一項の譲渡証明書を有するときは、これを譲受人に交付しなければならぬ。

（自動車の構造）

第四十條 自動車は、その構造が、左の各号に掲げる事項について、運輸省令で定める保安上の技術基準に適合するものでなければ、運行の用に供してはならない。

一、長さ、幅及び高さ
二、最低地上高

三、車両総重量（車両重量、最大積載量及び五十五キログラムに乗車定員を乗じて得た重量の總和をいう。）

- 四、車輪にかかる荷重の車両重量（運行に必要な装備をした状態における自動車の重量をいふ。）に対する割合
- 五、車輪にかかる荷重の車両総重量に対する割合
- 六、最大安定傾斜角度
- 七、最小回転半径
- 八、接地面及び接地圧
(自動車の装備)

第四十一條 自動車は、左の各号に掲げる装備について、運輸省令で定めた保安上の技術基準に適合するものでなければ、運行の用に供してはならぬ。

- 一、原動機及び動力伝達装置
- 二、車輪及び車軸、そりその他の走行装置
- 三、操縦装置
- 四、制動装置

- 五. ばねその他の緩衝装置
- 六. 燃料装置及び循気装置
- 七. 車わく及び車体
- 八. 連結装置
- 九. 乗車装置及び物置荷装置
- 十. 前面ガラスその他の窓ガラス
- 十一. 消音器その他の騒音防止装置
- 十二. 煙煙、悪臭のあるガス、有毒ガス等の発散防止装置
- 十三. 前照燈、番号燈、星燈、制動燈、車幅燈その他の燈火装置
- 十四. 警音器その他の警報装置
- 十五. 方向指示器その他の指示装置
- 十六. 後写鏡、窓ふき器その他の幌野を確保する装置
- 十七. 速度計、走行距離その他の計器
- 十八. 消火器その他の防火装置
- 十九. 内圧容器及びその附属装置
- 二十. その他政令で定める特に必要な自動車の装置
- (乗車定員又は最大積載量)
- 第四十二條 自動車は、乗車定員又は最大積載量について、運輸省令で定め、保安上の技術基準に適合するものでなければ、運行の用に供してはならない。
- (自動車の保安上の技術基準についての制限の附加)
- 第四十三條 陸運局長は、こう配、曲折、ぬかるみ、積雪、結氷その他の路面の状況等により保安上危険な道路において主として運行する自動車の使用者に対し、当該自動車につき、第四十條の規定による同様各号についての制限、第四十一條の規定による走行装置、制動装置、燈火装置若しくは警報装置についての制限又は第四十二條の規定による乗車定員若しくは最大積載量についてこの制限を附加することができる。
- 二、陸運局長は、前項の行為をするときは、予め運輸大臣の承認を受けなければならぬ。
- (原動機付自転車の保安基準)
- 第四十四條 原動機付自転車は、左の各号に掲げる事項について、運輸省令で定める保安上の

技術基準に適合するものでなければ、運行の用に供してはならない。

一一

- 一 長さ、幅及び高さ
- 二 摩地部及び接地庄

三 制動装置

四 車体

五 前照燈及び後部反射器

六 警音器

七 消音器

(軽車両の保安基準)

第四十五條 軽車両は、左に掲げる事項について、運輸省令で定める保安上の技術基準に適合するものでなければ、運行の用に供してはならない。

- 一 長さ、幅及び高さ
- 二 接地部及び接地庄

三 制動装置

四 車体

五 警音器

第四十七條 自動車を運行する者は、一日一回、その運行の開始前において、運輸省令で定める技術上の基準により自動車を点検しなければならない。

(整備勧告)

第四十八條 運輸大臣は、自動車の使用者に対し、運輸省令で定める技術上の基準に従い整備をすべきことを勧告することができる。

(自動車整備記録簿)

第四十九條 乗車定員十一人以上の自動車を十両以上使用する者又は自動車運送事業者は、乗車定員一人以上の自動車又は事業の用に供する自動車について分解整備へ原動機、動力伝達装置、走行装置、操縦装置、制動装置、緩衝装置又は連結装置を取りはずして行う自動車の整備又は改造であつて運輸省令で定めるものをいう。以下同じ。) をしたときは、左の各号に掲げる事項を自動車整備記録簿に記載しなければならない。

- 一 分解整備を完了した年月日

二 分解整備の種安

- 三 第七八條の自動車分解整備事業者又は分解整備の工事をした場合にあつては、その氏名

一三

(又は名称及び住所)

第五十条 乗車定員十一人以上の自動車の使用者は、自動車の使用的本拠ごとに、乗車定員十人以下の自動車を使用する自動車運送事業者にあつては、五両以上の自動車の使用的本拠ごとに、他の自動車の使用者は、十両以上の自動車の使用的本拠ごとに、自動車の点検及び整備並びに自動車車庫の管理に関する事項を処理させるため、整備管理者を選任しなければならない。

2 前項の規定により整備管理者を選任しなければならない者（以下「大型自動車使用者等」という。）は、整備管理者に対し、その任務の執行に必要な権限を与えてなければならぬ。

(整備命令)

第五十四条 陸運局長は、自動車が保安基準に適合しなくなるおそれがある状態又は適合しない状態にあるときは、当該自動車の使用者に対し、保安基準に適合しなくなるおそれをするため、又は保安基準に適合させるために必要な最小限度の整備を命ずることができる。

2 陸運局長は、自動車の使用者が前項の規定による命令に従わない場合において、当該自動

四 内

車が保安基

(自動車車庫に関する勧告)

第五十六条 運輸大臣は、自動車の使用者に対し、その用に供する自動車車庫に関する、運輸省令で定める技術上の基準によるべきことを勧告することができる。

(新規検査)

第五十八条 自動車は、その使用者が、その使用的本拠の位置を管轄する陸運局長の行う検査を受け、自動車検査証の交付を受けたものでなければ、これを運行の用に供してはならない。但し、第三十四條に規定する臨時運行の許可を受けた自動車については、この限りでない。

(臨時検査)

第六十三条 自動車の使用者は、陸運局長が定めて公示し、又は通知する期間内に、第三項の検査を受けるために、当該自動車及び自動車検査証を陸運局長に呈示しなければならない。
2 前項の陸運局長の公示又は通知は、自動車の構造、装置若しくは性能の不良に基く事故又は自動車の不正及使用が著しく多い場合において、運輸大臣が必要と認めてその旨を告示し

たどきに限り、行うことがでざる。

一六

- 三 陸運局長は、第一項の表示があつた場合においては、検査を行い、当該自動車が保安基準に適合し、且つ、表示をした者に當該自動車を使用する権利を有すると認めるとときは、当該自動車検査証の有効期間を更新し、その旨を自動車検査証に記入しなければならない。
- 四 前條第二項の規定は、前項の規定により自動車検査証の有効期間の更新を受けた自動車について適用する。

(分解整備検査)

- 第六十四條 自動車の分解整備をしたときは、自動車の使用者は、当該自動車及び自動車検査証を呈示して陸運局長の検査を受けなければならぬ。但し、第七十八條の自動車分解整備事業者において分解整備の工事をし、且つ、第九十條の検査をしたときは、この限りでない。
- 二 前條第三項及び第四項の規定は、前項本文の表示があつた場合及び自動車検査証の有効期間の更新を受けた自動車について準用する。

(自動車検査証備付の義務)

- 第六十六條 自動車は、自動車検査証を備え付けなければ、通行の用に供してはならない。

(車両番号標の表示の義務等)

但し、第三十四條に規定する臨時通行の許可を受けた自動車については、この限りでない。

- 第七十三條 二輪の小型自動車は、その後面の見易い位置に第六十條後段の車両番号を記載した車両番号標を表示しなければ、これを通行の用に供してはならない。

- 二 第三十條から第三十六條までの規定は、二輪の小型自動車について準用する。この場合において、第三十四條第一項中「第四條」とあるのは「第五十八條本文」と、第三十六條第二項中「第十九條」とあるのは「第七十三條第一項」と読み替える。

(軽自動車の使用の届出等)

- 第九十七條の二 軽自動車は、その使用者が、その使用の本拠の位置を管轄する陸運局長に届け出で、車両番号の指定を受けなければ、これを通行の用に供してはならない。

- 二 第七十三條第一項の規定は、軽自動車について準用する。

(保安基準の規定の準用)

- 第九十九條 第四十條から第四十二條までの規定は、道路以外の場所において使用する自動車であつて多数の人員の輸送を行うものその他政令で定める保安上特に重要なものの使用につ

いて準用する。

一八

(報告徴収及び立入検査)

第一百條 当該行政庁は、第一條の目的を達成するため必要があると認めるときは、左の各号に掲げる者に、道路運送車両の所有若しくは使用又は事業に因し報告をさせることを令する。

- 一 道路運送車両の所有者又は使用者
- 二 自動車登録番号標交付代行者
- 三 第二十九條第二項又は第三十條の規定により届出をした者
- 四 第七十五條第一項の規定により自動車の型式について指定を受けた者
- 五 自動車分解整備事業者
- 六 複良自動車整備事業者の認定を受けた者

2 当該取員は、第一條の目的を達成するため特に必要なあると認めるとときは、前項各号に掲げる者の事務所その他の事業所又は道路運送車両の所在すると認める場所に立ち入り、道路運送車両、帳簿書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問することが出来る。

3 前項の場合には、当該取員は、その身分を示す証票を携帯し、且つ、関係者の請求がある

五 内

ときは、これを呈示しなければならない。

4 第二項の権限は、犯罪検査のために認めたものと解釈してはならない。

